

トピックス

- 金誠同達、『Asialaw Profiles』の 2024 年度ランキングリストに掲載
- 金誠同達、十一年連続で『ALB』の M&A ランキングリストに掲載

法令速報

- 中国、ドローン輸出管理措置を調整
- 商務部等の七部門、「自動車の下取りに係る業務の更なる遂行に関する通知」を公開
- 最高人民法院、食品・薬品を対象とする懲罰的賠償をめぐる紛争に関する司法解釈を公開
- 最高人民法院、大手企業と中小企業の「バック・トゥ・バック」契約の締結に関する司法解釈を公開

弁護士コラム

- 仲裁か、それとも、訴訟か——企業はどのように賢明な争議解決方法を選べばよいのか——（前編）

金誠同達、『Asialaw Profiles』の 2024 年度ランキングリストに掲載

国際的な権威を誇る法律メディアである『Asialaw Profiles』においては 9 月 12 日、同メディアの 2024 年度中国法律市場ランキングリストが公開され、金誠同達は深い法律知識、豊かな執務経験およびクライアントの皆さまからの高いご評価を基に合計 10 項目の専門的な分野におけるランキングリストに掲載されました。

金誠同達がランク入りしている分野は次のとおりとなります。

- 保険
- 会社・M&A
- メディア・エンターテインメント
- 労働・就業
- エネルギー
- 破産・再建型倒産手続
- 争議解決
- 知的財産権
- 投資ファンド
- 不動産

『Asialaw Profiles』は著名な法律メディアグループの手掛ける専門的な格付ガイドラインとして、アジア・太平洋地域の法律と実践が重点的に扱われ、既に連続して長年の間、客観的かつ綿密な調査研究を基に相応の法域と専門分野における法律事務所と弁護士の推薦ランキングリストが公開されており、クライアントが法律サービス市場を利用する上での権威的なガイドラインとなっています。

金誠同達、十一年連続で『ALB』の M&A ランキングリストに掲載

著名な法律メディアである『Asian Legal Business』（ALB）におきましては 2024 年 9 月 23 日、2024 ALB China M&A ランキング（2024 ALB China M&A Rankings）が公開され、M&A の分野において中国の法律市場の発展をけん引する法律事務所が選出されました。金誠同達はこの一年間に完成した一連の複雑な国内・越境 M&A プロジェクトとクライアントの皆さまからの高いご評価を基に ALB の M&A ランキングリストに再び掲載されました。金誠同達のこのランキングリストへの掲載は今回で十一年連続となります。

金誠同達は M&A・リストラクチャリングの分野において業界内における先駆的な地位を確立している法律事務所のうちの一つであり、これまでも多くの国内・越境 M&A 取引を代理しています。過去に大手国有企業、多国籍企業および上場会社に代わって諸々の「一帯一路」重点プロジェクトを完成し、これには大手多国籍企業・国有企業・上場会社のリストラクチャリング、越境買収および海外投資プロジェクトが含まれていました。金誠同達の弁護士チームは M&A・リストラクチャリングの分野における豊富な執務経験を重ねた国外投融资、資本市場、税務、知的財産権などの多くの分野における専門家から構成され、金融サービス、製造業、エネルギー、自動車、医療・ヘルスケア、食品・飲料、不動産、電気通信、メディア、ハイテク等の諸々の業界における専門的な知識が蓄積されており、法律の動向と監督管理の環境に対する深い理解を基に効率的かつ良質な専門化された法律サービスをクライアントの皆さまにご提供することができます。

中国、ドローン輸出管理措置を調整

商務部、税関総署および中央軍事委員会装備発展部は 2024 年 07 月 31 日、「ドローン輸出管理措置の合理化と調整に関する公告」(以下「公告」)を公開した。「公告」は 2024 年 9 月 1 日から正式に実施されている。

「公告」においては、赤外線撮像装置、照準用レーザーなどの一部の重要なドローン部品に対する管理基準が引き上げられており、高精度慣性計測装置が、管理の範囲に組み入れられているのに対し、消費者を対象とする特定のドローン製品に対する臨時的な管理は、取り消されている。

「公告」においては、輸出管理リストに掲載されておらず、または臨時的な管理が実施されていないすべての無人航空機について、その輸出が大量破壊兵器の拡散、テロリズム活動または軍事目的に用いられることを輸出業者が明らかに知り得ており、または知り得べかりしときは、これを輸出することができないという旨が更に規定されている。規定に違反した場合には、「中華人民共和国輸出管理法」の第三十四条に従って処罰される。

(法規原文:

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_db6e21907d69404fb473ddb0b248d3d7.html)

商務部等の七部門、「自動車の下取りに係る業務の更なる遂行に関する通知」を公開

商務部・財政部等 7 部門の 2024 年 4 月の「自動車下取補助金実施細則」(以下「細則」という。)の通達を受け、自動車の下取りにかかわる事項の更なる明確化を目的として商務部等の 7 部門は 8 月 16 日、「自動車の下取りに係る業務の更なる遂行に関する通知」(以下「通知」という。)を通達した。

今回の調整の主な要点は以下のとおりとなっている。

1.「細則」の規定に該当する旧車を廃車して新車を購入する個人消費者を対象とする補助金の基準は、EV 車の購入を対象とする 1 万円の補助金額と、エンジン車の購入を対象とする 7000 円の補助金額が、それぞれ 2 万元と 1.5 万元に引き上げられている。

2.「細則」の通達日である 2024 年 4 月 24 日から 2025 年 1 月 10 日までに提出される条件を満たした補助金の申請については、いずれも本通知において明確にされている基準に従って補助金が支払われる。従前の基準に従って既に支払われた補助金の申請に対しては、各地において差額が補てんされる。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202408/content_6968810.htm)

最高人民法院、食品・薬品を対象とする懲罰的賠償をめぐる紛争に関する司法解釈を公開

最高人民法院は 2024 年 8 月 21 日、「最高人民法院 食品・薬品を対象とする懲罰的賠償をめぐる紛争案件の審理に適用される法律の若干の問題に関する解釈」(以下「解釈」という。)を公開した。「解釈」は 2024 年 8 月 22 日から施行されている。

「解釈」によると、個人または家庭の生活上の消費に起因して購入しなければならない食品が食品安全基準を満たしていなかった場合には、購入者は懲罰的賠償金の支払を生産者または事業者に請求することができる。食品が以下の要求を満たしていなかった場合には、購入者は懲罰的賠償責任の負担を生産者または事業者に要求することができる。

- ① 食品中における人体の健康を脅かす物質の数量制限に関する規定

- ② 食品添加剤の品種・使用範囲・用量への要求
- ③ 特定の大衆の主食品・補助食品の栄養成分への要求
- ④ 衛生、栄養などの食品安全上の要求にかかわるラベル・マーク・説明書への要求
- ⑤ 食品の安全にかかわる品質要求等の面における食品安全基準

自らの購入する食品が食品安全基準を満たしていないことを購入者が明らかに知り得ていた場合において、これを短期間内に幾度にもわたって購入し、懲罰的賠償金支払の同一の生産者または事業者への要求をめぐる訴訟を人民法院に複数回提起したときは、人民法院は合理的な生活上の消費の必要性の範囲においてその訴訟請求を法により支持しなければならない。

(法規原文: <https://www.court.gov.cn/fabu/Xiangqing/440841.html>)

最高人民法院、大手企業と中小企業の「バック・トゥ・バック」契約の締結に関する司法解釈を公開

企業買掛金滞納問題の更なる解決、中小企業の市場競争への公平な参加の保障、および企業の合法的な権益の法による保護を目的として最高人民法院は 2024 年 8 月 27 日、「大企業と中小企業の間における第三者からの金銭支払をもって代金支払の前提条件とする取決めの効力の問題に関する回答」(以下「回答」という。)を正式に公開した。「回答」は公開日から発効している。

「回答」においては、大企業が建設工事の施工または商品もしくは役務の調達の過程において、第三者から支払われる金銭の領収を代金支払の前提とするよう中小企業と取り決めた場合には、その内容が「中小企業代金支払保障条例」の第六条と第八条の規定に違反していることから、当該取決めの条項は無効となる、という旨が規定されている。

契約の規定する条項の無効化の認定後に、人民法院は案件の具体的な状況に基づき、業界の規範や双方の当事者の取引上の慣習などを踏まえた上で、大企業の支払期限と相応の違約責任を合理的に確定しなければならない。

(法規原文: <https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/08/id/8082585.shtml>)

仲裁か、それとも、訴訟か

——企業はどのように賢明な争議解決方法を選べばよいのか——

(前編)

弁護士 李 霆輝

多国籍企業にとっては、世界的な商業活動の絶え間ない拡張に伴って日常的な経営の過程においては否が応でも争議に遭遇してしまう。どのように適切な法律の仕組みを通じて契約の履行過程または提携関係における紛争を解決すればよいのかというのは、企業の管理者が必ず向き合わなければならない一つの重要な課題である。実務において仲裁と訴訟は最も常用される二通りの争議解決方法となっているが、両者には利点と欠点が併存していることから、これらをどのようにに取捨すればよいのかというのは、企業が必ず考量しなければならない事項のうちの一つとなっている。本稿においては、これらの二通りの方法の特徴に対する分析を通じ、中国法の下における関連規定を踏まえた上で、企業の実務上における合理的な選択の可能性のために、実用的な参考資料を提供するよう期している。

仲裁の利点: 柔軟性・秘密保持性・効率性

仲裁は独立的な第三者である仲裁員（一般的には弁護士または学者）が裁決を行う一種の争議解決方法であり、仲裁一審制が敷かれている。その主な利点が柔軟性・秘密保持性・効率性にあることから、昨今においては日に日に多くの企業がこのような方法を利用して複雑な商業的紛争を処理する傾向にある。

1. 柔軟性

仲裁を通して高度な柔軟性が提供される。訴訟とは異なり、仲裁手続は双方の当事者の意向に応じて調整を行うことができ、企業は仲裁員の選択、仲裁地点、適用法および手続の規則を契約中に自由に取り決めることができる。これは仲裁手続が企業の必要性を更に満たし得る可能性があることを意味しており、特に、国際的な取引にかかわる場合には、各当事者は仲裁に用いられる言語を更に取り決めることができる。

越境契約をめぐっては双方の当事者の所在する国の法律制度と文化の差異によって双方の当事者間における争議を処理する上での複雑化がもたらされるおそれがあり、なじみのない国において訴訟を行う場合には、その国の司法制度を信頼し得るか否かの問題が発生するが、仲裁を通して企業は中立的な立場に置かれた第三者の仲裁員を一名選択することができ（当然のように、より優位的な地位を占める一方の当事者が自らの所在国/所在地における仲裁の実施を選択することができ）、これにより一定の程度においては異なる国の法律と文化によりもたらされる不確定性を回避することができる。

2. 秘密保持性

商業的な争議においては、企業は営業秘密または機微情報にかかわる多くの問題に直面する可能性がある。仲裁手続における一つの重要な利点はその秘密保持性にある。訴訟とは異なり、仲裁手続は対外的に公開されず、これは企業の商業情報が争議解決の過程を通じて公衆または競争相手に漏えいしないことを意味している。特に、市場において技術革新と営業秘密に強く依存している企業にとっては、秘密保持性は明らかに特別に重要であり、ひいては争議解決方法を選択する上での決定的な要因にもなり得る。

仲裁の秘密保持性はただ案件の審理内容のみにとどまらず、さらには裁決結果自体にも及ぶ。このような秘密保持の手配は企業が商業的な紛争を処理するに当たっての良好な市場における印象の維持と、争議による対外的な露呈によりもたらされる悪影響の回避にも資する。

3. 効率性

仲裁のもう一つの顕著な利点はその効率性にある。従来の訴訟に比べると、仲裁手続は一般的にはより簡素に設計されており、解決案の迅速な達成に向けて当事者に利することができる。国際仲裁機構〔例えば国際仲裁裁判所（ICC）、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）など〕には、いずれも加速的な仲裁手続が設けられており、短期間内に緊急の争議を処理することができるようになっている。また、仲裁には一審制が採られており、訴訟のように複雑な上訴の流れを経る必要がない。一般的に述べると、仲裁機構の案件の負担は裁判所に比べると比較的軽く、審査期限に対する制御も、より柔軟である。このため、一般的に述べると、仲裁においては結果をより早く収めることができ、争議を迅速に解決して正常な業務運営を回復させるよう希望する企業にとっては、このような効率性は紛れもなく一つの大きな魅力である。

仲裁の欠点

確かに仲裁には諸々の利点もあるが、いくつかの限界性も併存している。

一つ目に、仲裁費用は相対的に見てみると、比較的が高い。一般的に述べると、弁護士費用等のコンサルティング機構または鑑定機構との間における費用が発生する可能性があるだけでなく、仲裁費用にはさらに、仲裁員の費用、仲裁秘書の費用、仲裁を申請するに当たって仲裁機構に納めなければならない案件受理費用なども含まれており、これらの費用は一般的には訴訟の費用に比べてより高く、特に、案件が複雑で、

または多くの国にかかわっている場合には、この傾向はより一層強まる。

二つ目に、仲裁裁決は一般的には上訴することができない。もしも企業が仲裁裁決を不服とするのであれば、手続上の重大な瑕疵または不公平性の存在を証明することができる場合を除き、上訴を通じて裁決結果を変えることができない。これは企業が仲裁を選択するに当たっては慎重の上にも慎重を期し、仲裁員の選択と仲裁手続の設計を通じて自らの利益を最大限に保障することができるよう確保しなければならないことを意味している。

三つ目に、仲裁においては財産保全を行わなければならない、または仲裁裁決に対する承認と執行を申請する際には、裁判所を更に経由しなければならない、かつ、裁判所もその申請事項に対する審査を行わなければならない、実際のところは一定の期間を消耗する。また、中国国外の仲裁機構の下した裁決が中国国内において承認および執行される流れは、相対的には複雑であり、認められない可能性もあるので、この点には注意しておかなければならない。

四つ目に、実務においては係争金額が比較的に高い案件（例えば被申請者が中国国内企業であるような案件）をめぐっては、被申請者が仲裁条項の無効化をめぐって訴訟を提起するという状況も比較的に多く見受けられており、一定の程度において争議解決の進捗が遅延し、一定の不確実性が争議の解決自体にもたらされる。

訴訟の利点：手続規範性・上訴権・執行力

訴訟は国の裁判体系を通じて争議を解決する従来の方法である。中国においても訴訟の法的手続は「民事訴訟法」によって詳細に規定されており、裁判所の判決は法律上の強制執行力を有する。その利点は次のとおりである。

1. 手続の規範性

中国における裁判所の訴訟手続は高度な規範性を有している。「民事訴訟法」には明確な手続の流れが規定されており、これには提訴、答弁、審理、判決などが含まれている。このような規範性によって一つの標準化された争議解決の枠組みが当事者に提供されているだけでなく、さらには手続の透明性と公正性が保証されている。

裁判所の手続の厳格な規範性により、当事者は訴訟の過程において訴訟を更に整然と行うことができるようになる。中国の法律体系の把握が難しい一部の日系企業にとっては、訴訟の手続化と標準化によって、より高い予見可能性がもたらされ、手続の不当性によりもたらされる不慮のリスクを減少させることができる。

多国籍企業にとっては、中国国外のメディアの報道内容等により中国の司法の公正性等に対する疑念を抱いてしまうかもしれないが、近年の中国における汚職の摘発、清廉な政府の創造、反社会的組織の撲滅活動などの特別行動は、極めて大きな成果を収めているとともに、立法も段階的に完全化されており、法曹界全体の清廉性と公正性には、いずれも比較的に大幅な向上が見られている。

2. 上訴権

仲裁とは異なり、訴訟を通して当事者は初審の判決をめぐり上訴を提起することができ、これにより更なる法的救済のルートが企業に提供されている。複雑な商業的紛争、特に、初審の判決が企業にとって不利となっている状況においては、企業は上訴の仕組みを利用して案件をより高い等級の裁判所に提出することができ、これにより更に有利な裁決を仰ぐことのできる可能性も生ずる。

上訴の仕組みは法律の公正性保障の面において重要な役割を担っている。これにより一定の程度において案件に対する更なる審査と評価の実施の可能性が確保され、一審の誤りによりもたらされる法律の不正性を回避することができるようになる。

さらに、（中国の二審終審制の下における）上訴のほか、中国においては比較的に完全な再審の仕組みも

設けられている(再審手続とは、法の定める再審事由が、法的効力の既に発生している判決と裁定に存在していた場合において、裁判所が法の定める手続に基づいて原審案件に対する再審を行った上で審判を下す一種の特別な救済手続をいう)。当事者が再審を自発的に申請するだけでなく、裁判所も摘発と督察を定期的または不定期に展開して再審を主体的に行っている。その性質の面から述べると、再審手続は法的効力が既に発生している裁判所の違法な審判を是正するための一種の救済手続であり、再審を通して冤罪・ねつ造・誤審をめぐる事件の発生を可能な限り回避することができる。

3. 執行力

中国における裁判所の判決は中国国内において当然の強制執行力を有しており(これと相対的な関係にある仲裁においては強制執行を裁判所に更に申請しなければならない。)、特に、中国国内の資産にかかわる案件においては、このような執行力によりもたらされる効果は更に顕著である。裁判所は差押え・封印、押収、資産凍結などの強制措置を通じて判決の実質的な執行を確保することができる。中国において資産を所有または業務を展開する企業を訴訟の相手方とする原告にとっては、訴訟の執行力はたとえ争議解決の過程において相手方が判決の執行を拒否するような状況に遭遇したとしても、裁判所は依然として企業の合法的な権益の実現を確保するための手段を有していることを意味している。

訴訟の欠点

確かに訴訟手続を通して法律の面からの厳格な保障が提供されるが、いくつかの欠点も併存している。

一つ目に、訴訟手続は一般的には比較的複雑であり、訴訟に要する期間(特に、越境紛争の処理期間)は、より長い可能性がある。このほか、中国における訴訟費用は高いとは言えないが、長期的な訴訟の過程において発生する可能性のある弁護士費用、訴訟準備費用などは、依然として企業のコストを増加させる可能性がある。

二つ目に、訴訟案件は公開審理を原則としており、審理の過程においては、これにより企業の機微情報の漏えいをもたらされる可能性も排除することができず、社会的な世論をめぐる議論も容易にもたらされる。

三つ目に、多国籍企業にとっては、仲裁において言語を選択することができるのとは異なり、中国において展開される訴訟活動は一般的にはいずれも中国語を通して行われなければならない、両国の言語と文化を熟知しているとともに中国の法律にも精通している一名の弁護士を探し出すことが、案件のすう勢に影響を及ぼす肝要な要素となる可能性がある。

(後編につづく)

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
 - 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
 - なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>